

平成27年度第4回野洲市総合計画外部評価委員会

日時:平成28年2月10日(水)
午後1時30分～

場所:野洲市役所 本館3階
第2委員会室

- ・事業通番 2. 児童虐待の防止(家庭児童相談室)
- ・事業通番 30. 地産地消の推進 (農林水産課)
- ・事業通番 64. 債権の管理体制及び手法の整備(納税推進課)

○議事内容(予定)

1. 中間評価(前回委員会での意見等)の確認
2. 最終評価の進め方の確認
3. 最終評価ヒアリングの実施
【1事業あたり概ね45分(最大60分) -
事業説明、質疑応答を含む】

○事業説明・質疑応答

- 事業進捗状況について
- 事業全体の課題
- 今後の方向性

○最終評価

- 「必要性」、「有効性」、「合理性」の3つの視点の順に意見交換（事前照会意見を基に意見交換）
- 外部評点の平均、合計を確認
- 総合評価の意見交換
「所見」に記載する内容(意見)と総合評価(評点)の決定

事業通番 2. 児童虐待の防止 (家庭児童相談室)

1. 事業進捗、目標の達成状況等 (内部評価：平成28年1月)

○進捗度 4：予定通り進行中
評価 4：現行どおり継続すべき

- 児童虐待相談件数 420件 (平成26年度 389件)
- 要保護児童対策地域協議会
個別ケース検討会議 75回(35ケース)
- 県スーパーバイザー派遣依頼 10回 (専門性の確保)
- 市児童虐待防止研修会開催 3回
- 県児童虐待相談等関係職員研修会
研修会派遣延べ 25名 (8所属)
- 児童虐待防止生涯学習出前講座 3回
- 児童虐待防止街頭等啓発 9回
- 保、幼職員(児童虐待対応担当者)意見交換会 1回

2. 事業全体の課題、今後の方向性

○事業全体の課題

・児童虐待相談件数も増加傾向にあり、前年度より継続して支援するケースや困難なケースも多く、業務を遂行するために必要な専門性を確保するために、児童福祉司や児童心理司など専門職採用（福祉職としての採用を含む）の増員が必要である。同時に関係機関職員のスキルアップが必要である。

○今後の方向性

・児童虐待の未然防止（虐待の芽をつみとる）として、アウトリーチ型支援（訪問型支援）の実施。
・要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の効率的な運営。

事業通番 30. 地産地消の推進 (農林水産課)

1. 事業進捗、目標の達成状況等 (内部評価：平成27年1月)

進捗度 4：予定通り進行中

評価 4：現行どおり継続すべき

- ・「おいで野洲まるかじり協議会」については、11月に設立総会を実施した。そして、先進事例等を参考に地産地消の情報をまとめたマップを作成している。
- ・水田における野菜の生産拡大については、新たに木部や高木などでキャベツの生産が始まった。
- ・学校給食向け農産物について、生産者の掘り起こし、JA等との連携により、生産・供給の拡大を図った。市内産野菜使用率24.8%

※12月末時点の数値であり冬から使用率が上昇予定

2. 事業全体の課題、今後の方向性

○事業全体の課題

- ・農林水産物をPRする戦略の策定、販売拠点の検討が必要
- ・市内の飲食店等と連携した取組みの検討が必要

○今後の方向性

- ・作成した「地産地消マップ」も活かしつつ、農林水産物をPRする戦略を検討する。
- ・市内の飲食店と連携した活動の可能性を探る。

○備 考

- ・当初予定していた計画は実施できた。
- ・ただし、新たな課題も見えてきたので、それについて今後検討が必要

事業通番 64. 債権の管理体制及び手法の整備 (納税推進課)

1. 事業進捗、目標の達成状況等 (内部評価：平成27年1月)

進捗度 3：着手したが予定より遅延

評価 5：拡充して継続すべき

- ・債権移管基準等の実務に必要な内容については、11月末に確定しました。現在、具体的な法的措置及び債権放棄に関する内容について関係所管課と協議を行っています。

- ・このうち、債権放棄に関しては1月27日(水)に債権管理審査会を開催しました。

2. 事業全体の課題、今後の方向性

○事業全体の課題

- ・実務に関するルールは策定されていますが、実際に事務の遂行の遂行により、新たな課題も生じています。現在、上下水道料金について法的措置の対象となる債権がありますが、上水道分は私債権であり、そのまま移管可能である一方、下水道分は強制徴収公債権であることから、本来は、移管対象ではありません。しかしながら、両者は不可分の債権であり、同時に対応できるよう調整を行っています。

○今後の方向性

- ・平成27年度は、初年度ということもあり、各債権所管課においても台帳等の整備が不十分な場合もありましたが、今後は的確な債権管理により、徴収するべき債権や生活状況等により猶予や放棄するべき債権について、それぞれ適正に事務処理を行います。